

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年5月17日提出
【ファンド名】	日本大型株式ファンド 日本小型株式ファンド 日本債券ファンド 北米株式ファンド 欧州先進国株式ファンド アジア太平洋先進国株式ファンド 海外債券ファンド
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

グローバル・ラップ「日本大型株式ファンド」、「日本小型株式ファンド」、「日本債券ファンド」、「北米株式ファンド」、「欧州先進国株式ファンド」、「アジア太平洋先進国株式ファンド」及び「海外債券ファンド」（以下、「各ファンド」といいます。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ 繰上償還の年月日

2018年8月30日（予定）

繰上償還に対し各ファンド毎に異議申立をされた受益者の受益権口数の合計が、2018年5月18日現在の各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還します。

### ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

各ファンドにつきまして、1998年5月に運用を開始いたしました。その純資産総額は2000年をピークとして減少傾向に転じ、2007年6月以降は、7ファンド全てにおいてその受益権口数が10億口を下回る水準となっております。

各ファンドの信託約款では「受益権口数が10億口を下回ることとなった場合には、異議申立の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書においても繰上償還に関する当該規定が説明されております。2007年6月以降、2018年3月末に至るまで、各ファンドの受益権口数は10億口を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

### ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

異議申立手続きを行うため、2018年5月17日に日本経済新聞に公告を掲載するとともに、2018年5月18日現在の各ファンドの知られたる受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

2018年5月17日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ（<http://www.nikkoam.com/>）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。